

# 令和6年教育委員会第11回臨時会会議録

開会日時 令和6年11月22日 午前 9時30分

閉会日時 同 上 午前 9時48分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子

同職務代理者 井口 信二

委 員 上原 有美江

委 員 壺内 明

委 員 谷部 憲子

## 議場出席委員

・教育次長 中島 俊一 ・学校教育担当部長 山梨 智弘

・教育総務課長 山崎 淳 ・教育指導課長 谷合みやこ

・統括指導主事 青木 大輔

書 記 ・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 井口 信二 委員 上原 有美江

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 9 時 3 0 分

○**教育長** おはようございます。本日は田中委員からご欠席のご連絡を頂いておりますが、出席委員は定足数に達しておりますので、令和 6 年教育委員会第 11 回臨時会を開会いたします。

本日の議事録の署名は、私に加え、井口委員と上原委員にお願いをいたします。

まず、本日傍聴のお申し出はございませんけれども、本日の議案第 65 号及び 66 号につきましては、議会の議案に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、議案第 65 号及び 66 号につきましては非公開といたします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が 2 件でございます。

それでは、議案第 65 号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第 65 号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について説明を申し上げます。

まず、「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので、本案を提出するものでございます。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えております。

1 枚おめくりいただきますと、条例案でございます。さらに 1 枚おめくりをいただきますと改正部分を抜粋した新旧対照表でございます。

第 2 条の規定の中の月額「80 万 9,000 円」を「81 万 6,000 円」に改めるものでございまして、付則において施行期日を 12 月 1 日からと定めてございます。

なお、本条例の改正案につきましては、本年 11 月 13 日の葛飾区特別職議員報酬等審議会による答申を踏まえたものでございます。

おめくりいただきますと、別添の葛飾区特別職議員報酬等審議会の答申書となっております。こちらの 3 ページをご覧くださいませ。2 「特別職議員報酬等改定の適否に係る各判断要素について」記載がされてございます。(1) から (5) の五つの項目について審議会において検討がされたものでございます。

続いて、6 ページをご覧ください。3 「結論」でございます。結論につきましては、特別職給料月額、議員報酬月額及び期末手当について、一定程度引き上げることが妥当であるとされ、具体的な改定案については 7 ページの別表のとおりとするという答申の内容でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 65 号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 65 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 66 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

教育指導課長。

**○教育指導課長** それでは、議案第 66 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明申し上げます。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

お手元の資料は 3 部で構成されておまして、上から教育委員会の議案、そして次に本会議において提出される議案、そして新旧対照表となっております。

なお、本会議において提出される議案と新旧対照表については、それぞれ資料の下にページ番号が付されております。

改正内容につきましては、令和 6 年 10 月 9 日に行われました特別区人事委員会勧告に伴う給料表の改定、期末手当及び勤勉手当支給月数の改定、扶養手当額の改定でございます。

まず給料表の改定でございます。1 万 1,029 円、2.89%の公民較差を解消するため給料表を引き上げるものでございます。改定後の給料表は、資料の 2 番目でございます。本会議において提出される議案の 2 ページ目から 6 ページ目までが給料表でございます。給料表の施行日は、公布の日といたしますが、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して適用いたします。差額につきましては、令和 6 年 12 月の給与支給時に支給をいたします。

新旧対照表の 1 ページ目をご覧ください。期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございます。一般職員より管理職員ともに期末手当及び勤勉手当をそれぞれ年間 0.1 月ずつ、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員については、年間 0.05 月ずつ引き上げるものでございます。こちらは公布の日から施行、つまり令和 6 年 12 月支給の期末手当及び勤勉手当に適用されるものでございます。

令和 6 年度につきましては、既に 6 月期の期末手当及び勤勉手当を支給していることから、12 月支給の手当てに支給月数の改定分を全て割り振ることになります。

令和 6 年度の期末手当につきましては、一般職員の場合、お手元新旧対照表第 27 条第 2 項のとおり、12 月の支給月数を 100 分の 120 から 100 分の 130 に改定し、年間支給月数を 2.5 月分とします。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の一般職員におきます期末手当は、第 27 条第 3 項のとおり、12 月の支給月数を 100 分の 67.5 から 100 分の 72.5 に改定し、年間支給月

数を1.4月分といたします。

管理職員の期末手当の場合、12月の支給月数が100分の102.5から100分の112.5月に改定し、年間支給月数を2.15月分とします。定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の管理職員における期末手当は、第27条第3項のとおり、12月の支給月数が100分の58.75から100分の63.75に改定し、年間支給月数を1.225月分といたします。

令和6年度の勤勉手当につきましては、一般職員の場合、第30条第2項のとおり、12月の支給月数を100分の112.5から100分の122.5に改定し、年間支給月数を2.35月分といたします。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の一般職員における勤勉手当は、第30条第3項のとおり、12月の支給月数を100分の55から100分の60に改定し、年間支給月数を1.15月分といたします。

管理職員の勤勉手当の場合、第30条第2項のとおり、12月の支給月数を100分の130から100分の140に改定し、年間支給月数は2.7月分といたします。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の管理職員における勤勉手当は、第30条第3項のとおり、12月の支給月数を100分の63.75から100分の68.75に改定し、年間支給月数を1.325月分といたします。

次に、令和7年度における期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございます。新旧対照表の2ページ目から4ページ目までが令和7年度における改正でありまして、令和7年4月1日から施行のため、令和7年度の期末手当及び勤勉手当につきましては、新旧対照表の3ページ目及び4ページ目に記載の改正案が適応されます。令和7年度につきましては、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当に支給月数の改定分をそれぞれ均等に割り振ることといたします。

令和7年度の期末手当につきましては、一般職員の場合、6月及び12月にそれぞれ0.05月ずつ均等に割り振ることから、第27条第2項のとおり6月及び12月の支給月数がそれぞれ100分の125に改定となり、年間支給月数が2.2月分となります。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の一般手当における期末手当は、それぞれ0.025月ずつ均等に割り振り、第27条第3項のとおり6月及び12月の支給月数をそれぞれ100分の70に改定し、年間支給月数が1.4月分となります。

管理職の期末手当の場合も一般職員同様6月及び12月にそれぞれ0.05月ずつ均等に割り振り、第27条第2項のとおり6月及び12月の支給月数がそれぞれの100分の107.5に改定となり、年間支給月数が2.15月となります。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の管理職員における期末手当も一般職員同様それぞれ0.025月ずつ均等に割り振り、第27条第3項のとおり6月及び12月の支給月数が

それぞれ 100 分の 61.25 に改定となり、年間支給月数が 1.225 月分となります。

令和 7 年度の勤勉手当につきましても、期末手当と同様、一般職員の場合 6 月及び 12 月にそれぞれ 0.05 月分ずつ均等に割り振り、第 30 条第 2 項のとおり 6 月及び 12 月の支給月数がそれぞれ 100 分の 117.5 に改定し、年間支給月数は 2.35 月分となります。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の一般職員における勤勉手当も期末手当同様、それぞれ 0.025 月分ずつ均等に割り振り、第 30 条第 3 項のとおり 6 月及び 12 月の支給月数がそれぞれ 100 分の 57.5 に改定し、年間支給月数が 1.15 月分となります。

管理職員の勤勉手当の場合も一般職員同様、6 月及び 12 月にそれぞれ 0.05 月分ずつ均等に割り振り、第 30 条第 2 項のとおり、6 月及び 12 月の支給月数をそれぞれ 100 分の 135 に改定し、年間支給月数を 2.7 月分といたします。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の管理職員における勤勉手当も一般職員同様、それぞれ 0.025 月分ずつ均等に割り振り、第 30 条第 3 項のとおり、6 月及び 12 月の支給月数をそれぞれ 100 分の 66.25 に改定し、年間支給月数を 1.325 月分といたします。

次に、新旧対照表の 2 ページ目、第 11 条第 2 項及び第 3 項に規定される扶養手当額の改定についてご説明いたします。現在、手当額が月 6,000 円である配偶者またパートナーシップ関係の相手方に係る扶養手当を廃止いたしまして、子に係る手当額を現在の 9,000 円から 1 万 500 円に引き上げるものでございます。

なお、扶養手当受給者の影響を可能な限り少なくする観点から、経過措置期間を設け、段階的に実施をいたします。配偶者またはパートナーシップ関係の相手方に係る手当額は、令和 7 年度から毎年度 2,000 円の引き下げを行い、令和 9 年度廃止となります。子に係る手当額は、令和 7 年度から毎年度 500 円の引き上げを行いまして、令和 9 年度以降に 1 万 500 円となることとなります。経過措置に関しましては、新旧対照表の 4 ページ目及び 5 ページ目の付則 6 から 8 に記載がございます。なお、扶養手当の手当額改定につきましては、令和 7 年 4 月 1 日からの施行となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

○上原委員 扶養手当の改定について、影響を受ける人は何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 本改定については幼稚園教育職員のみに影響しますので、令和 6 年 4 月 1 日現在では該当者はございません。

○上原委員 分かりました。

○教育長 よろしいですか。

○上原委員 はい、結構です。

○教育長 ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 66 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 66 号について原案のとおり可決といたします。

以上で、非公開とした案件は終了いたします。

以上で、本日の議事につきましては全て終了となりますが、その他何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして令和 6 年教育委員会第 11 回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 9 時 4 8 分